

小児慢性特定疾病に対する ICD-10 コード附番に関する検討

研究分担者 盛一 享徳（国立成育医療研究センター小児慢性特定疾病情報室 室長）
研究分担者 横谷 進（福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター 特命教授）

研究要旨

小児慢性特定疾病対策の対象疾病の多くは、患者数の少ない稀少疾病に該当し、病名コードの附番に混乱が生じている。適切な病名コードの附番は、診療録の管理やレセプト請求等において、病名を正しく管理する上で重要な問題となっている。小児慢性特定疾病の対象疾病に対する ICD-10 コード附番および一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）標準病名との対応の検討を行った。

MEDIS が提供している ICD-10 対応標準病名マスタを利用し、MEDIS 標準病名との比較検討を行った結果、標準病名が小児慢性特定疾病と未対応であると思われた疾病は、追加疾病が生じる度に変化するが、令和3年度末野路店で、包括病名を含む全 848 疾病中 29 疾病（3.4%）であった。

今回の検証では、小児慢性特定疾病への ICD-10 コード付番と合わせて、対応する MEDIS 標準病名およびレセ電算コードを明示した。本コード表を利用することで、レセプトデータにおける傷病名の利用コードの集約化を期待する。今後も小児慢性特定疾病のコード化を継続し、実務利用が可能となるよう情報提供してゆきたい。

A. 研究目的

疾病名は、診療録やレセプト請求の管理、疾病研究の際の検索等にしばしば用いられ、疾病名の適切な統制は、医療情報分野において非常に重要な課題である。しかしながら、同一疾患概念であっても複数の呼称がある場合が散見され、また略称等もしばしば用いられることから、電子データの管理上、疾病名がコード化されていることが望ましい。

小児慢性特定疾病の対象疾病となる疾病は、包括的病名を含めると 800 を超えており、その多くは稀少疾病に該当しているため、しばしば病名管理用コードが附番されていない場合がみうけられ、診療情報の管理上、混乱が生じている。また同一概念の疾病に複数のレセ電算コード（レセプト傷病名）が存在しており、

レセプトデータの二次利用の際の病名把握の課題となっている。

共通した疾病コードの付与は、今後の疾病研究促進の面からの喫緊の課題であり、疾病名コードとしては、ICD-10 コードが参照されることが多いことから、本研究では、小慢対象疾病に対し適切な ICD-10 コードおよびレセ電コードの附番を試みた。

B. 研究方法

小児慢性特定疾病対策の対象疾病について、小児慢性特定疾病に対し、ICD-10 コード附番を行った。ICD-10 コードは 2003 年版と一部改正を受けた 2013 年版が存在することから、両者について検討した。医療情報管理者が附番したコードを小児科専門医が最終確認を行い、

医学的妥当性を検討した。一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）が提供している ICD-10 対応標準病名マスタを利用し、小児慢性特定疾病の対象疾病と対応すると思われる標準病名と対応する ICD10 コードと比較した。過去に小児慢性特定疾病の対象疾病に附番した ICD10 コードと対象疾病と一対一対応すると判断した MEDIS 標準病名が示す ICD10 コードに差異があった場合には、コードの一貫性を優先し、MEDIS による ICD10 コードに置き換えた。

（倫理面の配慮）

本研究は、公開されているデータを用いた、二次的なデータ分析であり、特別な倫理的配慮は必要ないものと判断した。

C. 研究結果

対象疾病に対する ICD-10 コードと MEDIS 標準病名および対応するレセ電コードについてまとめを行った。ICD-10 コードが一つの疾病について複数のコードが存在すると思われる場合には、“/”にて併記し、一部の疾病については誘因となる疾病の元で対象疾病が存在する（例：腎腫瘍による慢性腎不全）ものについては、両者のコードを“+”で結んで表記した。

今回の検討で MEDIS 標準病名において、小児慢性特定疾病と対応する病名が定義されていないと判断した疾病については、MEDIS コード欄に“登録なし”で示した。一方で対象疾病と対応する MEDIS 標準病名が複数存在するときは、その一覧を列記したが、一部の疾病については代表的な傷病名と判断されたもののみを示した。

令和 3 年度の時点で、MEDIS 標準病名との対応が無いと判断された対象疾病は、悪性新生物（91 疾病中 4 疾病、うち包括的病名が 2 疾病）、慢性腎疾患（51 疾病中 1 疾病、うち包括的病名 0 疾病）、慢性呼吸器疾患（14 疾病中 0 疾病）、慢性心疾患（99 疾病中 0 疾病）、内分泌疾患（92 疾病中 0 疾病）、膠原病（24 疾病中 0 疾病）、糖尿病（7 疾病中 0 疾病、う

ち包括的病名 0 疾病）、先天性代謝異常（138 疾病中 9 疾病、うち包括的病名 7 疾病）、血液疾患（52 疾病中 0 疾病）、免疫疾患（56 疾病中 3 疾病、うち包括的病名 3 疾病）、神経・筋疾患（100 疾病中 9 疾病、うち包括的病名 0 疾病）、慢性消化器疾患（44 疾病中 0 疾病）、先天異常（39 疾病中 3 疾病）、皮膚疾患（14 疾病中 0 疾病）、骨系統疾患（16 疾病中 0 疾病、うち包括的病名 0 疾病）、脈管系疾患（9 疾病中 0 疾病）であった。合計 848 疾病中 29 疾病（うち包括的病名 12 疾病）について、MEDIS 標準病名との対応が無いと思われた。

D. 考察

1. MEDIS 標準病名マスタとの比較

令和 3 年度の時点で、MEDIS 標準病名と対応の無かった疾病は、全体で 848 疾病中 29 疾病 3.4%であった。12 疾病は包括的病名であることから、MEDIS 標準病名への登録が難しい可能性があるが、残る 17 疾病については MEDIS への登録要請を行う必要があると考えられた。

2. ICD-10 コード化の限界と課題

ICD-10 の階層構造に疾患概念が存在しないものについては、定義が曖昧な疾患概念のコードを附番せざるを得なかった。疾病によっては、一つのコードに多数の疾病が紐付けられることが散見され、病名に対して一意の ICD-10 コードが振られていないケースがしばしばあり、電子的な取り扱いを考慮する場合には、望ましくない状況となることがあった。

また令和 3 年度に追加された疾病の中で、D D X 3 X 関連神経発達異常症や P U R A 関連神経発達異常症といった疾病は、これまでの臓器別疾患のカテゴリで構成されている ICD-10 コードにはなじみにくい疾患概念であると考えられ、今回の報告では暫定的な附番を行った。

3. 標準的なレセ電算コードの明示

本検討では、ICD-10 コードだけでは無く、

MEDIS 標準病名とあわせてレセ電算コードを記載した。同一疾病で複数のレセ電算コード（レセプト傷病名）を選択できることがあるが、本コード表では登録傷病名として最もふさわしいと考えられるコードを明示したことから、利用されるレセ電算コードが集約化されることが望まれる。

E. 結論

小児慢性特定疾病対策について ICD-10 コード附番および MEDIS 標準病名との比較検討を行った。一部暫定的な附番である箇所も残るが、本コード表を用いた実務への応用も可能となると思われた。対象疾病は順次追加が行われることから、今後も ICD-10 コード附番の作業を続けるとともに、ICD-11 との連携も視野に入れつつ、継続的にコード表を維持していく必要があると思われた。

F. 研究発表

なし。

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

特許取得/実用新案登録/その他
なし/なし/なし

